

Title	『慶応義塾紀事』に関する若干の考証
Sub Title	Fukuzawa's "Note of the history of Keio Gijuku"
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.1 (1966. 7) ,p.1- 42
JaLC DOI	
Abstract	Keio-gijuku was founded in 1858 by Fukuzawa and is the oldest of the modern private schools in Japan. In the 16th year of Meiji, 1883, Fukuzawa wrote a memorandum of the history of his school and named it 'Keio-gijuku Kiji'. 'Kiji' means a historical private note. Fukuzawa sent his note with some other reports to the educational authority. The present thesis is the historical analysis of Fukuzawa's memorandum and is divided in two parts. The first part aims to explain when and why his note was written and the second to analyse the contents of his note which has three chapters of the personal organization and self-government, the curriculum and course of study, and the school finance and management system.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

中山一義

起草の動機

『慶応義塾紀事』は福沢が自ら起草した慶応義塾の歴史である。福沢自筆の浄書原稿が現在慶応義塾に所蔵されている。「履歴之事」「学規之事」「会計之事」の三部に分れ、本文およそ九千字に近い文章である。末尾に明治十六年四月廿四日の日付と、福沢諭吉草の署名があり、安政五年（一八五八）冬の設立以来、明治十六年（一八八三）まで二十五年間の記録である。右の日付から四日後の四月二十八日の「時事新報」の社説欄にこれを紹介し、二面にわたつて全文を掲載し、また縦三十字横十二行組の四六版二十四頁の小冊子に刊行され、これには福沢の署名代りに、東京三田慶応義塾 塾監局とあり、別に開いて二頁大の附録図表、すなわち、「慶応義塾入社生徒年表」と「慶応義塾入社生徒国分表」とが掲げてあり、文久三年（一八六三）から明治十五年（一八八二）までの四千名に近い入社生に関する統計が示されている。本文の内容を簡単にいえば、近代私学の人的構成の特徴を示す学塾の仕組、西洋の実学を学ぶ学科の構成、私学の経済の苦しさを述べた会計のやりくり、これら三つに尽きるのであるが、数ある学校史の中でもこれくらい簡にして要を得た、読んで面白く血のかよつた学校史はほかに見当るまい。かつてわたしはこの『慶応義塾紀事』を単に創立二十五年を記念して、福沢が書いたものとのみ考えていたが、いろいろ調べてみると単にそれだけではないらしい。起草の動機にはその他に興味あるきつかけがあつたらしい。この論稿でそれを明らかにしてみたい。小冊子とはいえ、近代日本教育史上かかる貴重

な文献が理由なくして生れたのではないことを、動機や内容や表題など、いろいろな面から考証してみたい。

ところで、『慶応義塾紀事』は、明治二十二年（一八八九）一月に、明治十六年以降二十一年までの六年間の記事を、それぞれ履歴・学規・会計の項に書き加え、再版されている。前々から論議されていた大学部創設の計画が具体化して、同じ月に「慶応義塾資本金募集の趣旨」という文書を発表する際、改訂して再版したのである。

明治二十年頃の慶応義塾には正科と呼ぶコースがあつて、高い程度の教養の学を講じ、専門学は教えていなかったが、世間では大学と思つているものがあり、塾内にも専門学を教える大学にいつそしてしまえ、という意見が強くなつて、明治二十年の十月、その頃大蔵省の役人をして小泉信吉を迎えて慶応義塾総長という役職にして、学事の刷新をしようとしていた。その資金募集の趣旨を徹底させるために、この『慶応義塾紀事』が一枚加つたのである。大学部は周知のよりに、明治二十三年一月、文学科・理財科・法律科の三科もつ大学として発足している。

再版の体裁は初版と同様であり、附録の統計図表の様式もほぼ同じであるが、「入社生徒年表」において、士族平民の比較のグラフを廃し、その代り十六年以降二十一年までの数を加え、総数六千三百十二名を挙げており、「国分表」は初版のままを再録している。しかし、初版と異なる点は、二十五頁から三十一頁にわたつて、「慶応義塾之記」（四頁）と「中元祝酒之記」（三頁）とを附録に加えていることで、それはこの二つの文書が慶応義塾の歴史の上で最も重要な資料であることを再確認したからである、と見ることができるとともに慶応四年（明治元年、一八六八）に福沢が起草して木版印刷にして頒布したもので、近代私学としての義塾の組織と精神とを世に宣言した文章で、慶応義塾の特徴を最もよく現わしている。この再版が「資本金募集の趣旨」と相俟つて資金募集に大いに役立ったであろうことは推察するに難くない。

更に明治三十年八月に、慶応義塾では、従来の幼稚舎・正科（高等科）・大学科がそれぞれ独立の体をなし、正科中心であつたので、学制全体を改革して、大学部中心の制度にすることになつた。これを機会に相当額の基本金を集め、その利子で永久維持ができるようにしようという計画を立て、「慶応義塾基本金募集趣旨」を發表した。その際、その趣意書とともに、一小冊子に、この『紀事』をも綴込んで配布することになつた。この時は、『紀事』の再版は、そのまま手をつけず、明治二十二年以降、三十年までの記事を、『慶応義塾紀事追加』として、字数にして千五百足らずの文章を、別に書き加えた。附録には、再版のものと同様、「慶応義塾之記」「中元祝酒之記」を載せ、図表は、「入社生年表」と「入社生年表」の他に、「在学生年表」を新に加えいづれも、明治三十年五月までの数字を載せている。この時は、福沢自ら十数年ぶりに塾務をとつて、学制改革と基本金募集に陣頭に立つた。福沢の大患の一年前、亡くなる三年ほど前のことである。

明治二十二年の資本金募集、明治三十年の基本金募集、いづれの場合も、『慶応義塾紀事』が印刷配布され、福沢の文章が募金に一役買つている。しかし、明治十六年四月、福沢が初めて『紀事』を起草した時は、直接募金などということには関係がなさそうである。もつとも、三年前の明治十三年十一月に、慶応義塾では創立以来はじめて、維持資金の公募をしているが、それと、『紀事』とは直接結びつかない。『紀事』がどういふ動機で書かれたか、いままではつきりしたことはわからなかつた。

ところが、次の二三の点から、それがわかりかけている。

第一の手がかりは、次のようなものである。明治十六年二月五日、文部省は府県に対し、教育沿革史編纂に付き、学制沿革取調書を提出せよと命じている。すなわち、府県庁と旧藩主とに依頼して、その地方の教育に関する諸史料を、主要な項目に基いて報告せしめたのである。この時の報告が集大成されて、明治二十三年以降、数年間に、文部省から出版さ

れたのが、『日本教育史資料』九冊である。学制発布以前の全国の教育に関する資料を蒐めたもので、大部分は近世に関するものであるが、明治時代における教育史の出版物としては、最も大きなものの一つである。

この時に、慶応義塾にも、府庁から調書提出の命があり、義塾から差出した書類の控えが、福沢諭吉全集第十九卷四二二―四頁に載っている。「慶応義塾概要報告書」(全集編纂者がつけた仮題)が、それである。

〔慶応義塾概要報告書〕

本塾所蔵の旧記類等に資り、文部省学制頒布前に係る所の諸項を取調可差出旨承知致候。即ち左に其要領を掲げ、尚詳なるは慶応義塾紀事として創立より明治十六年四月に至るまで二十五年間の雑録有之に付、其中より明治四年までの処を抜抄し、紀事概略と名けて末文に掲載候条、前後御参考相成度候也。

名 称

安政五年より慶応四年即ち明治元年に至るまでは福沢諭吉の家塾にて名称なし。同年四月以降慶応義塾と称す。(明治改元は同年九月なり)

所 在 地

江戸鉄砲洲旧奥平大膳太夫中屋舗に設立し、中頃ろ暫く芝新銭座に移り、復た奥平邸に帰り、慶応四年春更に新銭座に移転して塾舎を築き、次で明治四年芝区三田に移る。

塾主氏名及身分

旧奥平藩士族福沢諭吉、慶応四年までは純然たる家塾なるが故に、塾主の名実相称ふと雖ども、爾後は塾則を作り、塾中の長者を以て教師と爲し、其実は教師も塾生も等しく学友たるものゝ如し。唯旧塾主が最も年長を以て統理の名を専にするのみ。

学 科

創立の初は蘭学を講じ、間もなく英学に改め、兼て漢文漢字の読法を授く。

教師の数

常に十名以下に下らず。

生徒の概数

創立の初は詳ならず。文久亥年初めて入学の帳簿を作り、之に登録したるもの明治四年に至るまで一千三百二十九名。

授業の順序

専ら英文の読法を授け、少年には漢字を教ゆ。英文は先づ「スペルリングブック」を読ましめ、其次には文の読法を学ぶの傍にも、知見を開くの利益を謀り、地理、窮理、歴史等の極めて簡略なるものを択び、「リードル」などは一時試用したれども、是れは西洋本国の少年には便利なるも、我国初学に不適當なるを悟りて廃止したり。初学、文の読法を学ぶの傍に、専ら数学、物理学に導き、漸く読書の力を得て実学の数理を解するに従ひ、又これに難文を講ぜしむ。其文は哲学、理論学、政書、法書、経済書等、一切其種類を問はず、唯意味を解するに難きものを択て、致知脩行の精神を高尚ならしむるを勤む。甚しきは書籍に不自由なるが為に、諸書の序文緒言等を講読したることもあり。蓋し斯く「の」如く一度び精神の脩行を遂るときは、他の書を読み又は一切の學術に接して甚だ容易なるを覚ればなり。

教科用書

前項に在り。

学習年限

特に年限を定めざりしかども、大抵就学正味の日数一千日を以て成業す可き見込なり。

束脩謝儀

末文紀事概略に記す。

塾主行事及著書

塾主福沢諭吉の行事は読書著述の外なし。本塾の著訳書は甚だ少なからず。別冊目録差出し候。

塾主身分

前項に記す。

沿革略及雑事

極めて盛なりし年代

調査せし事実計数に関する年代

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

学事上の諸制度云々

右は左の紀事概略を以て知る可し。

慶応義塾紀事概略

履歴之事

右の事情によつて、府庁から取調書提出の命をうけた福沢が、『紀事』のようなものをまとめてみる気になつたのである。とわたしは一応推定する。府庁への報告の日付は不明であるが、四月以降であることは確かである。

ところで、右の推定を裏付ける参考資料として、次の文献を取り上げてみる。それは、福沢の年少時の、中津における漢学の師匠、白石常人(号照山)の私塾、晩香堂に関する、同じような取調報告書類である。『照山白石先生遺稿』附録三十三―五頁に載っている。

(明治十六年九月其筋よりの達に基づき提出したるものに、旧中津藩領地内家塾取調要項と云ふ書類あり。想ふにこれは文部省に於て教育史料を全国に徴したる時、其の編纂の材料としたるなるべし。)

旧中津藩領地内家塾取調要項

- 一、名 称 晩香堂
- 一、所在地 大分県中津北門通
- 一、塾主氏名 姓白石名常人字伯羊号照山
- 一、学 科 漢学但亀井派
- 一、教師の数 一人
- 一、生徒の概数 八十五人
- 一、授業の順序

第一項 本課を分て八級とし毎級甲乙を置き五級以上独見六級七級輪講教主之に臨み八級輪講は六級之を監し素読は七級の甲之を授く

第二項 毎日午前七時より八時に至る素読 八時より九時に至る講釈 九時より十時半に至る六級以上の輪講 十時半より十二時に至る七級輪講 十二時より一時に至る八級輪講 一時より二時に至る講釈 二時より四時迄質問

作文復文記事論説

毎月一六の前夕詩文紀事の題名を命し翌月午後四時迄に草稿を出さしむ

教科書

素読 四書五経

輪講 日本外史 十八史略 元明史略 蒙求 文章軌範 八大家文 日本政記 史記列伝

講義 四書 孝経 詩経 書経 易経 左伝

独見 国語 史記 漢書 資治通鑑 宋元通鑑 明鑑易知録 清鑑易知録 戦国策 家語 楚辞 荀子 韓非子 管子

淮南子 呂氏春秋 晏子春秋 三礼 大日本史 老子 莊子 季叢子 明律 清律

一、学習年 八ヶ年

一、束脷 金壹円 但兼学生通学生は半額

同廿銭 但兼学生及八級以下通学生は半額

一、蔵書 経書十部 子部七部 歴史十三部 文章二部 律書二部

一、塾主の身分 専門教授(士族)

一、沿革略 明治三年三月開塾

一、極めて盛大なりし年代 明治四年

一、調査せし事実計数に関する年代 明治三年より同十五年迄

前書の通に御座候也

大分県下毛郡北門通

明治十六年九月

白石常人

慶応義塾の取調書も、晚香堂のそれも、大体同じ様式である。この様式は、求められた取調事項の雛型である。

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

(「日本教育史資料」。「文部省年報」明治十六年の部)

次に、右のわたしの推定を、さらに裏付ける根拠として、「紀事」という語の字義を吟味して見ると、諸橋轍次氏の大漢和辞典の、「紀事」の項に、次のような説明がある。

事実の経過を記す。又其の文体。記志の別名で、野史の流。「文体明弁、紀事」按、紀事者、誌志之別名、而野史之流也、古者史官掌、記_レ時事、而耳目所_レ不_レ逮者、往往遺焉、於是文人士遇_レ有_レ見聞、随_レ手記録、或以備_レ史官之採摭、或以裨_レ史官之遺亡、名雖_レ不_レ同、其為_レ紀事一也。

要するに、「紀事」とは、『文体明弁』によると、野史の流を指しているのであり、史官の仕事に役立てるために、文人や学者たちが、随時手控えて置いた記録の類である。こうして見ると、福沢のこの語の使用は、まことに適切であり、正確であつて、この場合「紀事」の語は、当局の求めに応じた調査に添えて差し出す書類に、ぴつたり合つたものである。

履 歴 之 事

『慶応義塾紀事』を読んで、いぶかしいことが一つある。それは、明治七年頃外人教師雇入の資金を寄附した太田資美という華族の姓名が、カッコ付で出でくる以外、人名は一つもなく、福沢の名さへ一度も現われないことである。これはどういうわけか、長い間わたしにはわからなかつた。しかし、その後いくたびか『紀事』を読み返しているうちに、ある時ふと、福沢の真意を悟ることができた。「履歴」の主体はどこまでも慶応義塾であつて、個人であつてはならない、それは福沢であつてもならないのだということがわかつた。そうわかつてみると、思いあたるふしが、いくつもある。慶応四年閏四月十日付、山口良蔵宛の手紙に、「小生義当春より新銭座に屋敷を調、小学校を開き、日夜生徒と共に勉強致居

候。此塾は小なりと雖ども開成所を除くときは江戸第一等なり。然ば則日本第一か。校の大小美悪を以て論ずれば敢て人に誇るべきにあらざれども、小は則小にして規則正しく、普請の粗末なるは粗末にして掃除行届けり。僕は学校の先生にあらず、生徒は僕の門人にあらず、之を総称して一社中と名け、僕は社頭の職掌相勤、読書は勿論眠食の世話塵芥の始末まで周旋、其余の社中にも各々其職分あり。云々」(全集第十七巻 五二頁)とあるのも、それであり、また、明治四年三田移転当初の『慶応義塾社中之約束』の最初の文章、「東京三田二丁目慶応義塾は、慶応年中、芝新銭座に設けし塾を移したるものなり。其地面は福沢諭吉の名を以て官に借りしと雖ども、私塾を開き生徒を教るが為めにとて官より貸渡し、其建物は塾の有金并に塾の名を以て借りたる金を出して買受けしものなれば、福沢氏の私有にあらず社中公同の有にして、法を立て法を行はれしむるもの、其地位に居て其事を執るの間、之を管轄するなり。故に社中の人は、此塾を三田二丁目の学問所と唱ふ可し。」(慶応義塾百年史 上巻三三七八頁)というのも、そうである。そうわかつて見ると、これに類する資料は、ほかにいくらかあることが気がついた。くだいようであるがもう一つ、明治二十年十月十三日付、日原昌造宛の手紙の一節に、「塾は不相変賑々敷、昨今は人員次第に増加、九百余名と相成、未曾有の事に候。何卒此上は小泉氏の尽力を祈るのみ。氏が塾に入ると同時に少し模様を変へ度と申は、塾の地主の名儀を福沢より塾のコレポレーションに移す事、小幡を社頭に於て福沢の名を止る事、教員会議の員を集る事等、是なり。」(全集第十八巻 一七一頁)というのもそれである。いづれも、主体は個人ではなく、慶応義塾というコレポレーション、すなわち団体であることを、随時随処に明らかにしているのであつて、「履歴之事」を記すに當つても、福沢はこの事を、はつきり意識し、自覚して書いていらしい。教育の事は教師の人格を抜きにしては行われぬことを、福沢は百も承知し、また、私学の長所はそこにあることを知つていながら、しかもなお、『紀事』中全く人名を記さなかつた福沢の心中がようやくわかるような気がする。

以上のことを念頭に置いて、「履歴之事」の本文を吟味する。個人の履歴を書く場合、まず、いつ、どこで生れ、何某

の子で、名は何という、というのが順序である。慶応義塾の場合は、出生の時と所とはわかるが、出生の事情と、その後四年余りの間のことは、公式には不明のままであり、名称も生れて十一年目、塾の組織を改めて、慶応義塾を名乗るまでは、正式の名前さえなかつたらしい。その間のことを、福沢は次のように記している。

本塾ハ安政五年ノ冬、江戸鉄砲洲旧奥平藩邸内ニ設立シタルヲ始トシテ、明治二十一年ニ至ルマデ、正三三十年ナリ。安政五年ヨリ文久二年ノ終ニ至ルマデ、四ヶ年余ノ間ハ、生徒ノ就学スル者、新陳出入シテ、常ニ数十名ニ過キス。僅ニ一小家塾ニシテ、事ノ記ス可キノモノナク、且塾ノ記録サヘ詳ナラサレハ、一切ノ紀事ハ、文久三年正月ヨリ起テ、明治二十一年十二月ニ終ルモノトス。

創立ノ初ハ荷蘭書ノミヲ講シタリシガ、安政六年五国条約ノ事成リ、外国人ノ渡来モ漸ク繁多ナルニ付テハ、蘭書ヲ以テ時事ニ当ルニ足ラサルヲ悟リ、専ラ英文ノ読法ヲ研究シ、漸ク之ヲ生徒ノ教授ニ用キタルハ、文久二三年ノ事ナリ。是レヨリ生徒ノ数モ次第ニ増加シテ、慶応三年ノ頃ニハ、八十名ヨリ百名ノ数アリ。唯コノ時ニ当テ本塾ノ困難ハ攘夷ノ国論中ニ囲マレテ、苟モ洋学者トアレハ、一身ノ生命ヲモ安ンスルヲ得サリシノ一事ナリ。(此事ハ維新ノ後ニモ暫時流行シタレトモ文久二三年ノ甚シキガ如クナラズ。)翌慶応四年即チ明治元年、戊辰王政維新ノ事アリ。二百五十年来ノ大變ニシテ、在江戸ノ官立校ハ無論、大都会中ニ、一私塾ノ痕跡モナシ。恰モ此騒擾ノ際ニ、鉄砲洲ノ奥平邸ハ外国人ノ居留地タル可キ約束ヲ以テ、本塾モ邸内ニ留マルヲ得ズ。之ガ為ニ、前年冬、芝新銭座ニ買入レタル地面アルヲ以テ、此ニ塾舎ヲ新築シテ、其功ヲ竣リタルハ、戊辰四月ノ事ニシテ、其前ハ塾ノ名称サヘアラサレハ、今日何カ名ヲ附ケントテ、人ニモ物ニモ差支ナキ、其時ノ年号ニ取りテ、慶応義塾ト名ケタリ。蓋シ、明治元年ニ慶応ノ文字ハ不都合ナルニ似タレドモ、改元ノ布告ハ同年九月ノ事ニシテ、本塾ノ竣功ハ四月ナルヲ以テ、未タ明治ノ名ヲ知ラザリシ時ナレバナリ。(明治二十一年再版)

右のようなわけで、今日もなお、出生の事情の詳しいことは、当時の確かな文献がないので、明らかにされてはいない。しかし、『福翁自伝』の追憶記事から、およそのことは推察できる。それによると、安政五年頃の対外事情の急を見て、江戸の重役達が話合い、たまたま、大坂の緒方塾で勉学中の福沢を呼び寄せ、教師として雇入れ、築地鉄砲洲藩中屋敷内の長屋の一軒を貸与して、蘭学塾を開かせた、というのが実情のようである。この自伝の記事を信用すると、塾の出生には、イニシアチブは重役の側にあつて、福沢自身は全く受け身であつたことを、認めざるを得ない。ということは、裏を

返して云うと、慶応義塾を名乗る以前の幕末十年間の福沢塾の性格は、私塾とは云いながら、何等かの形で藩に依存していたところの、云わば、藩の紐付き学校であつた。塾舎は藩から貸与されており、経済的に見ても、雇われ教師という身分からいつても、教えている学問の性格から見ても、生徒の身分・性格からいつても、いづれも封建的なものにつながりがあつた。慶応四年四月、同志と謀つて慶応義塾会社を創めるに当つて、福沢は封建的なものから独立しようとしたらしい。前に記した「慶応義塾概要報告書」(仮称)中の左の各項を見ると、その間の事情がわかるような気がする。重複するが引用してみる。

名 称

安政五年より慶応四年即ち明治元年に至るまでは、福沢諭吉の家塾にて名称なし。同年四月慶応義塾と称す。

所在地

江戸鉄砲洲旧奥平大膳大夫中屋舗に設立し、中頃ろ暫く芝新銭座に移り、復た奥平邸に帰り、慶応四年春更に新銭座に移転して塾舎を築き、次で明治四年芝区三田に移る。

塾主氏名及び身分

旧奥平藩士福沢諭吉、慶応四年までは純然たる家塾なるが故に、塾主の名実相称ふと雖ども、爾後は塾則を作り、塾中の長者を以て教師と爲し、其実は教師も塾主も等しく学友たるものゝ如し。唯旧塾主が最も年長なるを以て統理の名を専にするのみ。(全集第十九卷 四二二―三頁)

以上で、出生当時の模様は、およそわかつた。次に、履歴中に書き込まれた注目すべき記述は、慶応四年五月、江戸で官賊両軍が戦つた際、社中が中立的立場を固守した事件である。この有名な出来事を、慶応義塾の履歴の中で、特筆すべきこととして、書き留めている福沢の真意は、どこにあつたか、それを正確に理解する必要がある。福沢はこういつている。

塾舎既ニ成リタレドモ、東西南北戦争ノ最中ニシテ、殊ニ東京ハ官賊両軍ノ入り乱レタル場所ナレバ、読書ニハ最モ適當セズ。且塾中ノ生徒ナル者ハ、大抵皆諸藩ノ士族ニシテ、其父兄ハ無論、本人モ国事ニ関スル者多クシテ、漸ク塾ヲ退キ、百名ニ近キ生徒ガ三十名ニ減ジ、其減少ノ極度ハ、両三日ノ間、僅ニ二十八名ノミヲ存シタル事アリ。都下一般ノ人事ハ火ノ熄ヘタルガ如クニシテ、市ニ売買スル者ナク、酒樓ニ飲ム者ナシ。物情恟々、唯謂レモナク四方ニ奔走スルノ事ナリシカドモ、幸ニシテ、本塾ノミハ、一日モ休業スル事ナク、彼ノ上野彰義隊ノ変ハ、五月十五日ノ事ナリシガ、其日ハ塾ニテ、新舶来ノ英書「ウェーランド」氏經濟論ノ開講日ニ当リ、講義中生徒等ハ折々屋根ニ登リテ、上野ノ兵焰ヲ遠見シタル事アリ。今ニシテ考フレハ、彈丸烟裏ノ読書甚タ難キカ如クナレドモ、其然ラズシテ安全ナリシハ、畢竟当時ノ戦争ハ軍律正シクシテ、且軍人一般ノ氣風モ市民ノ私ヲ犯ス事ナカリシノ事実トシテ見ル可シ。嘗ニ一私塾ノ幸ノミナラス、我日本文明ノ美事ナリ。又再考スレハ、学問ノ事ト政治ノ事トハ、全く縁ナキモノニシテ、政事ノ騷擾中モ尚且、安ンシテ学事ヲ修ム可シ。況シテ、太平無事ノ日ニ、政治ト学問ト分離スル事、甚タ易シトノ実ヲ發明スルニ足ル可シ。

維新の騒乱の際、義塾社中が、政治と学問との分離を、実地に体験したことを指摘して、戦いの時でさえできたのだから、平和な日に、それが行われないはずはない、ということを経験しているのである。ところで、政治と学問との分離が、極めて素朴な形で提出されているこの出来事は、研究の自由・教授の自由・発表の自由など、学問の独立に関して、近代日本が間もなくしばしば経験する難問題の先駆であり、そういう意味では象徴的事件である。『紀事』再版の附録に載っている「中元祝酒之記」は、維新争乱の最中に、砲声を聞き、剣戟を見ながら書いた文章として極めて、重要な文献であるが、天賦人權の理を論拠として、政治や戦争をよそに、静処にあつて、学問を講究する者の立場を、正当化し、弁護している。(拙稿「福沢の見た明治維新」(社会学研究科紀要 第五号)) 日本国中が二派に分れて闘争している最中に、その争いの渦中に巻き込まれず、学問講究の自由を守りつづけたという経歴を、慶応義塾社中が誇りとしていることを、その履歴書の中に特筆大書しているのである。

ところで、維新の騒乱が収まると、年毎に生徒が増加した。四百坪の敷地の新銭座から、一万四千坪の高燥の地三田に

移つたのは、明治四年四月である。既にあつた八百坪の大名屋敷の建物の他にも、新に増築をしている。生徒が急増し、塾は大いに繁盛したが、同時にその指導には困難を増した。当時の生徒は殆んどが士族であつて、年令もまちまちで、寄宿が多く、通学生は稀れであつた。慶応義塾の世帯が大きくなつたために、生徒を「学者ノ本色ニ誘導」するのいろいろな骨も折れたが、それ相応の手立も考案されて、塾生活をうまく運営してゆくために、寄宿所の仕組が整えられた。その間の事情を『紀事』は次のように述べている。

扱維新ノ風雨モ漸ク収マルニ從テ、国人ノ文思漸ク旧ニ復シ、又新ニ發達シテ、入社スル者甚ダ多ク、明治元年中ニモ、既二百余名ノ新入社アリ。同二年ハ、二百五十余名、同三年ハ、三百余名。次第ニ生徒ノ増加スルニ從テ、塾務モ次第ニ繁多ト為リ、差向キ、新錢座ノ地所・建物ニテハ、人ヲ容ルルニ足ラザルノ不自由ヲ覺ヘタリ。

明治三年ノ冬、三田二丁目、島原侯ノ藩邸上地ト為リテ、直ニ其地所、并ニ附屬ノ町地共、合シテ凡ソ一万四千坪拜借ノ特命ヲ蒙リ、在来ノ建物凡ソ八百坪ハ、島原侯ヨリ、時価ノ低キモノヲ以テ讓受ケ、尚大ニ新築シテ、新旧ノ普請、大略成ヲ告ゲ、乃チ新錢座ヲ去テ、爰ニ転ジタルハ、明治四年春ノ事ニシテ、即チ今ノ、東京芝区三田二丁目二番地、慶応義塾是レナリ。転居ノ後モ、入学ノ生徒ハ、日ニ多クシテ、学務ト俗務ト、同時ニ之ヲ理スルコト、甚ダ易カラズ。就中、諸藩ノ壯年士族ガ、戰場ヨリ歸リテ、直ニ学ニ就キ其心事挙動ノ淡泊ニシテ活潑ナルハ、真ニ愛スベシト雖ドモ、旧時ノ殺氣、尚未ダ去ラズ、動モスレバ、粗暴輕躁ニ走りテ、学塾ノ教場、或ハ一小戰場タル可キノ恐レ少ナカラズ。学者ノ沈黙ヲ以テ、暗ニ之ヲ化ス可ラズ。理論ノ深遠ヲ以テ、直ニ之ヲ論ス可キモノニ非ザレバ、幹事モ教員モ、共ニ与ニ活潑ニシテ、唯簡易輕便ノ一主義ヲ以テ、生徒ニ交リ、漸ク之ニ理ヲ説キ、道ヲ示シテ、遂ニ以テ学者ノ本色ニ誘導シタルコトナリ。本塾ノ理事、常ニ難シト雖ドモ、最モ困ジタルハ、維新以後三四年ノ間ニ在リトス。本塾ノ慣行ニテ塾中ノ生徒ヲ、大人・中年・童子ノ三種ニ分チ、十三四歳ヨリ十五六歳ヲ、童子トシ、十六七ヨリ十八九ヲ、中年トシ、二十歳以上ハ、則チ大人ナリ。教場ノ教授ニハ、特ニ大中小ノ異同ヲ問ハズト雖ドモ、寄宿所ハ、各其名称ニ從テ區別シ、三様相混ジテ起居スルヲ許サズ。蓋シ、年齢不同ノ者が雜居スレバ、大人ハ、童子ノ戲謔喧騒ノ為ニ妨ゲラレ、童子等ハ、自カラ年長ノ風ヲ学デ、言語挙動早成ノ弊ヲ免カレズ、甚シキハ、喫烟飲酒ノ惡習ヲモ、容易ニ視ルノ恐ナキニ非ズ。故ニ童子局ニモ、中年局ニモ、常ニ監督ヲ置テ、朝夕局中ノ靜動ヲ視察ス。其人ハ、則チ教員中ヨリ撰ブノ法ナリ。

右の文中にも、明治三・四年頃が理事に最もくるしんだ時期であつた、といつてゐるが、明治四年、三田移転直後に起草された『慶応義塾社中之約束』(慶応義塾百年史上巻(三三七―三五一頁))によると、社中協力の實際が手にとるやうにわかる。当時の塾生達は、福沢に教えられて、本当の自由は恣意ではないことを承知した。自分達が皆で定めた約束に従うことが、自由であつて、約束をふみにじる何か外部の力に身をまかせることは、真の自由を破ることだ、ということを理解した。入社・入塾のことをはじめ、塾生活のこまごましたこと、会計のこと、教場のことなど、すべての規則は、社中の自由意志による約束なのであつた。その規則の前文中に、次のような文章がある。

一、我義塾学問の法は、博く洋書を読み、或は其文を講じて人に伝へ、或は之を翻訳して世に示すのみにて、心を以て心に伝ふるの奥義あるに非ざれば、人の才不才に由り、今日人に学ぶも、明日は又却て其人に教ることあり。故に師弟の分を定めず、教る者も学ぶ者も、概してこれを社中と唱ふるなり。

一、社中教る者を教授の員、或は教授方と唱へ、学ぶ者を生徒と唱ふ。故に一名の人にて、此学科を学びて、彼の学科を教る者は、一方より見れば生徒にして一方より見れば教授方なり。

一、社中の諸務を司る者を執事と名く。執事の職は文学に關らざるが故に、教授の員にて執事たる者は、二職を兼る者と心得べし。

一、執事たるもの、過半の員の同意を以て、執事の員を増減す可し。執事の員に加ふる年齢は二十一歳以上のものたる可し。

義塾を運営するために、社中はみんなで仕事を分担した。前掲の「慶応義塾社中之約束」によると、社中の職務分野を四つに分け、入社・入塾・塾中・通学生徒・門・対応掃除・書籍出納の事は塾監局の仕事、金銭出納・食堂・営繕・塾僕使用の事は会計局の仕事、童子に關する事は童子局当番の仕事、教場の事は教授方の仕事、と定めてゐる。そうして、それぞれの事項についての詳細で行届いた規則ができてゐる。その条文を見ると、それを作つた人達の深切心が感じられ、血がかよつてゐるやうに思われる。例えば「塾中の規則」二十五ヶ条を見れば、それがよくわかる。

- 第一条 金銀の貸借を禁ず。
- 第二条 飲酒を禁ず。
- 第三条 乱足を禁ず。
- 第四条 夜中音読を禁ず。
- 第五条 大人は童子の局に入る可らず、童子は大人の室に入る可らず。
- 第六条 入塾、退塾の節は、其当日塾監局と会計局とに届く可きなり。
但し退塾の節は、塾席の名札を塾監局へ納入、食堂の名札を会計局へ納む可きなり。
- 第七条 外人は勿論、通学の生徒までも、塾中の私席に入るを禁ず。要用の事は応接の間に於て談ず可し。
- 第八条 病者三日以上私席に打臥すを許さず。病室に入るものも、瘧疫疥癬など、伝染の恐ある患者、及重病の患者は、医師の指図に従ひ、外舎して療養す可し。
- 第九条 惣塾の上り口は玄関一ヶ所と定め、非常の時に非ざれば決して他の口々より出入を許さず。
- 第十条 内塾の者にてても、要用に非ざれば、各室各席互に近づく可らず。
- 第十一条 門の出入は日出より夜第十一時を限る。度々門限に後るる者は、其用向の公私を問はず、止塾を断る可きなり。
- 第十二条 一洋時以上門を出る時は、席札を裏返し置き、外出の印と為す可し。
- 第十三条 毎朝私席を掃除し、無用の衣服、其他の品を取乱だす可らず。一六の日は掃除日と名け、別段念を入れ、一片の塵をも残す可らず。
- 第十四条 春三月、秋九月、両度の席換を為す。席換の法は執事の指図にて一等づつ鬮を以て室を定め、其室内にて席を撰むの法は等級の序に従ひ、自己適意の席を撰む可し。席定るの後は次の席換まで席を移す可らず。但し塾用の為め席を移すのは此の例外なり。
- 第十五条 私席に種子油を禁ず。石炭油の「ランプ」を用べきなり。
- 第十六条 駄荷等の如き粗大の荷物を部屋に置く可らず。
- 第十七条 「テーブル」椅子を用る者は、其脚に巾二寸以上円くめんをとりたる板を付け、席にゴザを鋪く可し。机にても四本足のものは同様たる可し。「テーブル」並机の大きさは巾二尺以下長さ三尺以下を限る。

第十八条 台なき瀬戸物の火鉢を禁ず。

第十九条 私席に屏風を禁ず。

第二十条 非常危難の時に非ざれば、二階の窓より屋根に登るを禁ず。又屋根に茶がらを棄つるを禁ず。水をこぼすを禁ず。紙屑を棄つるを禁ず。唾するを禁ず。

第二十一条 茶、菓子の外は私席にて飯食を禁ず。皿、茶碗、箸等は部屋の内には置く可らず。

第二十二条 ドテラ、三尺帯等、不相当の衣服を着し、講堂、食堂に出るを禁ず。

第二十三条 塾僕に向ひ粗暴の言語を用へからず。塾僕に不束の事あらば其趣を会計局に訴ふ可し。

第二十四条 園庭に運動遊戯は勝手次第なれども、妄りに樹木、草花を切取り、或は果実を争ふ等、卑劣の挙動ある可らず。

第二十五条 畳を焼き或は戸障子を大に破たる者は、会計局に訴へて其償を払ふ可し。

次に、明治七年になつて、慶応義塾はその社中に、十二・三歳以下、六・七歳頃までの幼童を加入させている。この事は、義塾の履歴に新しい頁を附加するものであつて、後に義塾の一貫教育の制度を作る基盤は、この時に生れたのである。『紀事』はその間の事情を次のように述べている。

右ノ如ク本塾中ニ童子局ノ設アレドモ、局ニ在ル者ハ固ヨリ起居眠食ノ事ヲ自カラ弁ゼサル可ラズ。或ハ筆紙墨、其他些少ノ買物等モ、銭ヲ以テ自身ニ購求スルコトナレバ、些少ナガラ出納ノ考ナキヲ得ズ。然ルニ、十二三歳以下十歳前後、其最モ稚キハ六七歳ノ小児ニテモ、父母ノ志厚ケレバ、就学セシメント欲スル者アレドモ、之ヲ本塾ニ入レテ、其保護ノ責ニ任ズルハ、塾ニ於テ最モ難ンズル所ナリ。是ニ於テ、邸内ニ幼稚舎ナルモノヲ設立シタリ。此舎ハ、本塾ニ近接スレドモ、処ヲ異ニシ、舎ノ建物モ、其教授モ、其経済モ、自カラ独立ノ姿ヲ成シテ、幼童中ノ最モ幼ナルモノノミヲ、撰テ之ニ入レ、唯学問ノミナラズ、衣服飲食ノ注意ヨリ、嗽・手洗・行水・風呂ノ世話ニ至ルマデ、大概皆婦人又ハ老人ノ受持ト為シテ、居家ノ子供ヲ養育スルト同一様ニ取成シ、衆稚子ヲシテ、家ヲ離ルルモ奇異ノ思ヲ為サシメザルヲ、專一トセリ。明治七年一月設立以来、同二十一年十二月中ニ至ルマデ、入舎シタル幼童ノ数凡ソ八百名、其漸ク長ジテ、本塾ニ移リタル者モ、少ナカラズ。良家ノ父母多事ナルガ為ニ、家庭教育ノ暇ナキ者歟、又府下住居ニシテ、父母共ニ、遠方ノ地ニ寄留スル者ノ如キハ、其子ヲ托シテ、体育智育ノ教ヲ受ケシメ、其便益最モ多シト云フ（現今、幼童ノ数三百余名。）

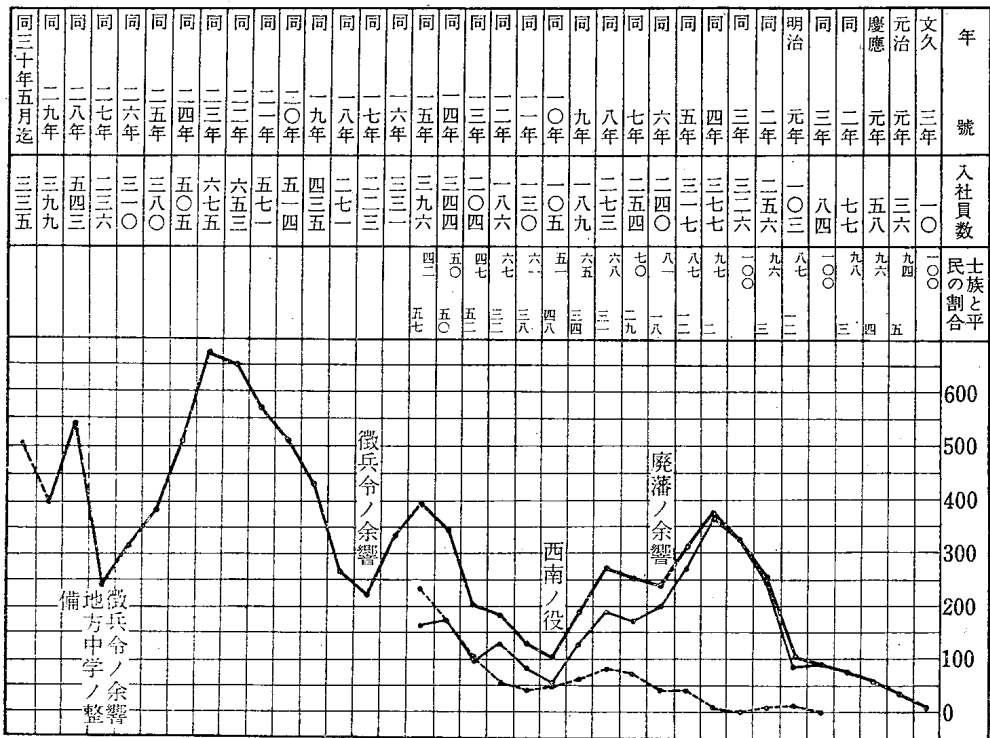
次に『紀事』再版は、入社生の数をとりあげている。明治初年は、生徒の出入のはげしい時であつた。それは、別表の入社と在学との両表を比較して見てもすぐわかる。入るにしても、出るにしても、時勢の動きに敏感で、その影響をうけた。しかも、その影響の波は、私学の存廃にかかわるほどの大きさと強さをもつて、いくたびか押し寄せている。後にも述べるように、慶応義塾は幸にも、その波を乗り越えて、存亡の危機を切りぬけているが、明治初年に慶応義塾と並び称された洋学塾は殆んど皆、明治十年代には姿を消している。その存亡の別れ目になつた原因の中で、第一の原因は、慶応義塾がはやくも慶応四年（明治元年）に家塾形態を脱して、社中協同の結社組織にしたことにある。他の洋学塾はそれが出来なかつたために、塾主と学校とが、運命をともにして、廃校のうきめに遭つてゐる。慶応義塾は、明治二十二年末までに、六千三百十二名という、多数の若者の氏名を「入社帳」に記録することができたのである。『紀事』はそのことを記して、次のように述べている。

本塾入社生ノ数ハ、安政五年ヨリ計フ可キナレドモ、前節ニ記シタル如ク、当初ハ塾ノ記録サヘナキ有様ナレバ、之ヲ知ル可ラズ。又文久三亥年ヲ初トスルモ、両三年ノ間ハ、尚家塾ノ風ヲ存シ、随テ入社生ノ姓名ヲ登録セザルモノモ、少ナカラズト雖ドモ、兎ニ角ニ、帳簿ナルモノヲ作りタル初年ナレバ、亥年ヲ第一年トシテ、明治二十二年ノ末ニ至ルマデ、入社簿上明ニ本人ノ住所所属姓名ヲ記シタル者ノ数ヲ挙レバ、六千三百十二名ナリ。

次は、『紀事』十六年版にあつて、再版にはない記事、すなわち、文久三年から明治十六年まで、二十五年間の入社生についての、士族出と平民出との百分比である。一口に云えば、慶応義塾の生徒の質の変化を示すもので、この変化が明治十年頃を境に顕著になりつつあることを示している。明治四年の廃藩、つづいての家禄奉還、十年の西南戦争と、士族解体の過程は早い速度で進んだ。それに反比例して平民の抬頭があり、そうした時の動きが、入社生の士族平民対比に現われてきたのである。福沢は、これを次のように説明し図示している。

慶應義塾入社生徒年表

(自文久三年至明治三十年五月)
(附、士族平民割合)



入社員総数
士族
平民

慶應義塾在学生徒年表

明治三年以前ノ在学生徒員数ハ不詳ニ付之レヲ掲ケズ又商業学校生徒数ハ之レヲ省ケリ



此ノ入社ノ事ニ付キ、注目ス可キハ、華士族ト平民ト、其数ノ割合、及ビ時勢ニ從テ其割合ノ変化シタル事ナリ。我國ノ学洋ハ、元ト、医家ヨリ入りシ者ニテ、嘉永癸丑（註六年）亜国人ノ渡来前ニ、洋書ヲ講ズル者トテハ、唯医書生ノミナリシモノガ、安政ノ初ヨリ、尋常ノ士族ニテモ、往々斯道ニ志ヲ立ル者ヲ出シタルハ、時勢ノ一変革ナリト云フ可シ。サレドモ、尚士族ニ限りテ、百姓町人ハ之ヲ知ラズ。文久三年ヨリ明治四年マデ、本塾入社生ノ全数千三百二十九名ノ内ニ、平民ハ僅ニ四十名ノミ。翌明治五年ニハ、入社三百十七名ニシテ、平民ノ就学スル者漸ク増加シテ、全数百分ノ十二分ニ当ル、即チ士族八十八名ニ付、平民十二名ノ割合ナリ。同六年ニハ、増シテ十八分ト為リ、同七年ニハ、二十九分ト為リ、同八年ニハ、三十一分ト為リ、同九年ニハ、三十四分ト為リ、同十年ニハ、四十八分ト為リ、同十一年ハ、更ニ減ジテ三十八分ト為リ、同十二年ニハ、三十二分ト為リ、同十三年ニハ、上テ五十二分ト為リテ、平民ノ数、士族ニ超過シ、同十四年ニハ、正シク五十分ト相平均シ、同十五年ハ、開塾以來、入社ノ数モ最モ多キ年ニシテ、平民ハ、百中五十七分ノ割合ニ上リタリ。以上二十年間、入社ノ増減及其平民ト士族ト割合ノ変化ニ就テハ、様々原因アル事ナラント雖ドモ、明治十年ニ限り、平民ノ数多クシテ、士族ノ少ナカリシハ、同年西南ノ戦争ニ、自カラ士族ノ心ヲ動揺セシメタルガ故ナラン。明治十三年ヨリ、頓ニ平民ヲ増シタルハ、全国農家ノ、富実ヲ致シタルガ為ニ、自カラ其文思ヲ發達シタルモノナラン。一私塾ノ盛衰、以テ天下全面ノ形勢ヲトス可キニ非ザルモ、自カラ其一斑ヲ窺フ可キモノアルガ如シ。

学規之事

『紀事』の第二章は「学規之事」である。安政五年開塾以來、幕末の十年間は、教科書が稀少のため、これを読むには、生徒各自が謄写しなければならなかつたので、学則のごときも定めたくも定めることができなかつた。これが明治以前の勉学の実状であつた。学規がはじめてできたのは、慶応四年、すなわち明治元年、新銭座へ移つて、慶応義塾を名乗つてからである。それは前年すなわち慶応三年、福沢が渡米のついでに、沢山の教科書を買ひ込んで来たからである。そのいきさつを『紀事』は次のように述べている。

本塾創立ノ初ニ当テハ、学問ノ規則トテ、特ニ定メタルモノナシ。唯、英文ヲ読テ、其義ヲ解スルコトヲ勉メ、所用ノ書籍モ、僅ニ一

二冊ノ会話編、又ハ文典書アルノミニシテ、他ノ書類ハ、其名ヲ聞クモ、其物ヲ見ルノ方便ナシ。万延元年ニ至テ、米國開版ノ原書數部ト、「ウェブストル」ノ辞書一冊ヲ得タリ（日本國ハ英辞書輸入ノ初メナラン）。之ヲ本塾藏書ノ初メトシテ、其他ニ、当時旧幕政府ノ筋ヨリ私ニ、數部ノ英書ヲ借用シ、又一年ヲ隔テ、文久二年、英國開版ノ物理書・地理書・學術韻府等ノ書ニ併セテ、經濟書一冊ヲ得タリ。即チ、「チャンブル」氏教育読本中、經濟ノ一小冊子ニシテ、當時ハ、日本國中稀有ノ珍書ナリキ。右ノ如ク、書籍ニ乏シクシテ、生徒ノ書ヲ讀マントスル者ハ、手カラ原書ヲ謄写シテ、課業ノ用ニ供スル程ノ有様ナレバ、固ヨリ塾中ニ教則ヲ立テントスルモ、其方便アル可ラズ。次デ五年ヲ経テ、慶応三年ノ冬、亞國ノ原書數百部ヲ得タリ、之ヲ本塾一新ノ機トス。此時ニハ、地理・物理・数学ノ書ハ無論、従前稀ニ見タル經濟書・歴史ノ如キモ、各其種類ニ從テ數十冊ツツヲ備ヘ、生徒各科ヲ分テ、書ヲ講ズルコト甚ダ易ク、塾中復タ原書ヲ謄写スルガ如キ迂遠ノ談ヲ聞カズ。

多種の教科書があり、しかも同種のもものが幾十冊もあるので、正式の日課と学則とを定めることができるようになって。例えば、料理に多種の材料があつて、いろいろ変つた献立が出来るようなものである。それに鉄砲洲時代の生徒中の英俊を教授の員に撰んで、洋式の七曜制と時間制を採用し、当時としては目新しい、義塾でなければできない独特の「日課」を定めている。

日 課 (明治元年)

エーランド氏

一、經濟書講義

火曜日 木曜日 朝第十時より

福 沢 諭 吉

クアッケンボス氏

一、合衆國歴史講義

月曜日 水曜日 朝第十時より

小 幡 篤 次 郎

同

一、窮理書講義

村 上 辰 次 郎

月曜日 木曜日 午後第一時より

パルレイ氏コンモンズスクール

一、万国歴史会誌 小幡甚三郎

火曜日 金曜日 午後第一時より第四時迄

クァツケンボス氏

一、窮理書会誌 永島貞次郎

水曜日 土曜日 午後第一時より第四時迄

コヲミング氏

一、人身窮理書会誌 松山棟庵

月曜日 木曜日 午後第一時より第四時迄

コルネル氏ハイスクール

一、地理書素読 小幡篤次郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

ペイトルパルレイ氏

一、万国歴史素読 永島貞次郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

スマイス氏

一、窮理初歩 村上辰次郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、文典素読

小幡甚三郎
松山棟庵
小泉信吉

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

日 課 (明治二年)

ウェーランド氏

一、脩心論講義

水曜日 土曜日 朝第十時より

福 沢 諭 吉

テーロル氏

一、万国歴史会誌

月曜日 木曜日 夜第六時より

ウェーランド氏

一、経済書会誌

月曜日 木曜日 午後第一時より

小 幡 篤 次 郎

ピンノック氏

一、仏国歴史会誌

火曜日 金曜日 午後第一時より

小 幡 甚 三 郎

クアッケンボス氏

一、合衆国歴史会誌

火曜日 金曜日 午後第一時より

永 島 貞 次 郎

同氏著小本

一、合衆国歴史会誌

水曜日 土曜日 午後一時より

阿 部 泰 蔵
小 泉 信 吉

チャンブル氏

一、各科小引書会誌

水曜日 土曜日 午後第一時より

肥 田 鉉 次 郎

ペートルパルレー氏

一、万国歴史会誌 松田晋斎

火曜日 金曜日 午後第一時より

一、同書会誌 永田健助

水曜日 土曜日 午後第一時より

ハイスクール

一、地理書会誌 馬場辰猪

火曜日 金曜日 午後第一時より

グラマスクール

一、地理書会誌 藤野善蔵

火曜日 金曜日 午後第一時より

ハイスクール

一、地理書会誌 木村且又

水曜日 土曜日 午後第一時より

一、文典会誌 久米養輔
海老名晋

月曜日 木曜日 午後第一時より

クアツケンボス氏

一、合衆国歴史講義 小幡篤次郎

日曜日の外毎日 朝第八時より第九時迄

一、経済説略素読 小幡甚三郎

日曜日の外毎日 朝第八時より第九時迄

クアツケンボス氏

一、窮理書素読 阿部泰蔵
馬場辰猪

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄 松田 晋 齋

ハイスクール

一、地理書素読 永田 健 助
日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

木村 且 又

森 春 吉

久米 養 輔

橋 口 宗 儀

片山 淳 之 助

浜野 定 四 郎

和田 郁 之 允

小林 恆 太 郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、算術稽古 荒井岩次郎

月曜日 火曜日 木曜日 金曜日 朝第十時より第十二時迄

童子局

ペートルパルレイ氏

一、万国歴史素読 小泉 信 吉
毎朝第八時より第九時迄

一、雑書素読 海老名 晋
毎朝第八時より第九時迄

汐留出張所

一、歴史竝窮理書素読及講義

福沢諭吉
小幡篤次郎
永島貞次郎
小泉信吉
肥田鉉次郎
藤野善蔵

日曜日の外毎日 朝第九時より第十一時迄

一、地理書竝雑書素読

海老名晋
三輪留三郎
吉川泰次郎
小川駒橋

日曜日の外毎日 朝第九時より第十一時迄

一、文 典 素 読

秋山恆太郎
稲垣銀治
安井哲之助

日曜日の外毎日 朝第九時より第十一時迄

一、会 読 及 講 義
午後第一時より

不 定

右の「日課」は、その後長い間、すくなくとも、明治三十年代に入る頃までの、慶応義塾の正科の学則の原型となつたものである。その事を『紀事』は、次のように説明している。

翌年ハ即チ王政維新ニシテ、其四月ニ至リ、本塾ニ於テモ、始テ新ニ規則ヲ作テ、之ヲ木版ニ刻シタルハ、学課ノ稍ヤ整理シタル証トシテ見ル可シ。今日現行ノ慶応義塾社中ノ約束書ヲ見レバ、全ク当初ノ規則ニ異ナルガ如クナレドモ、其原稿ハ則チ明治元年ニ成リ

『慶応義塾紀事』に関する若干の考証

テ、爾來年々歳々ニ増補改正シタルモノト知ル可シ。

明治二年改訂の「日課」には、「算術稽古」の一科を加え、「月曜日・火曜日・木曜日・金曜日、朝第十時より第十二時迄」と規定している。その事に関しては、『紀事』は、次のように述べている。

学則ハ専ラ有形ノ実学ヲ基礎トシテ、文学ニ終ルヲ旨トス。数学ノ如キハ、初ニ在テ生徒ノ最モ好マサル所ニシテ、之ヲ奨励スルタメニハ、頗ル困苦シタリシガ、十余年来次第ニ之ニ慣レテ、今日ハ塾中普通ノ課業ト為リテ、復タ故障ヲ見ズ。

明治九年三月、福沢が起草した「慶応義塾改革の議案」の中に、学習の順序を示し、「其術は読書を以て第一歩とす。而して其書は有形学及び数学より始む。地学・窮理学・化学・算術等、是なり。次で史学・経済学・修身学等、諸科の理学に至る可し。何等の事故あるも、此順序を誤る可からず」といつているのを見れば、福沢の考えていた実学というものの学問体系とそれの学習の順序の大略を知ることができる。実学のカリキュラムは単に諸学の寄せ集めではなく、カリキュラム全体が、一つの体系を成して、この学習には一定の方法と順序が定まっております、その順序はいかなる事故があつても乱してはならない、というのである。

福沢は、また、慶応義塾の学問の主義を説明して、『紀事』中に、次のように述べている。

本塾ノ主義ハ、和漢ノ古学流ニ反シ、仮令ヒ文ヲ談スルニモ、世事ヲ語ルニモ、西洋ノ実学ヲ根拠トスルモノナレバ、常ニ学問ノ虚ニ走ラン事ヲ恐ル。依テ社中ノ年長、其科ニ達シタル者ニ談シテ、人身学・動物学・本草学・化学・電気学等ノ講談（レクチュール）ヲ設ケタル事アレドモ、近年学事モ追々進歩シテ、日課ヲ以テ、コレ等ノ学科ヲ教授スルニ至レリ。

右の文によれば、福沢の所謂「実学」は、サイヤンス、すなわち「科学」の意味であつて、天地間のあらゆる事物、天然の物についても、人為の事についても、その現象に見られる定則を究明し、その性質と働きとに従つて之を御するの法

を得んとする(文明論之概略 第七章)のが、実学の主義である、と説いている。したがつて、「常ニ学問ノ虚ニ走ラン事ヲ恐ル」といふ、その「虚ニ走ル」とは、所謂「形而上学」的な方向むかうことを戒めているのである、と見ることが出来る。『福翁百話』の「宇宙」「天工」などの章に、福沢にしては珍らしく、形而上学の問題を論じているが、結局、宇宙の本体の不可知を説いているのである。これを以て見ても、福沢は学者にまず実証的学問を身につけることをすすめているのであつて、それを身につけぬうちに、形而上のことに首をつつこむことを戒めているのである、と解すれば、まづ間違いなからう。

右の他、「学規之事」の章に、慶応義塾の学問・教育の特徴として、福沢は左の数箇条の事柄を列举している。

慶応義塾が英学を重んじていることは、誰れも知つている。しかし、その趣旨がどこにあつて、どんな方法をとつてゐるか、を正しく知る者は少ない。

英書ヲ読ミ、其意味ノ微細ナル所マデモ、之ヲ解シテ、不審ヲ遺ササルハ、本塾ノ最モ長ズル所ナレドモ、外国交際ノ、日ニ繁多ニシテ、外国ニ直接ノ関係ヲ生ス可キ今ノ時勢ニ在テ、語学ノ心得ナキハ又不都合ナルヲ知り、常ニ外国ノ英語教師ヲ雇フテ、読書ノ傍ラ、語音ヲ学バシメタルニ、近年倍々、英語ノ必要ヲ感ジ、年々教師ノ数ヲ増シ、現今ニ至リテハ、常ニ外国人十余名ヲ聘雇スルコトナレリ。

それでは、英学のみ偏して、漢書の如きは、全く顧みないか、というと、そうではなく、「読漢書」の一科を設けて、これを奨励している趣意を、左の通り記している。

本塾ノ学風ハ、一ニ西洋近時ノ文明学ヲ旨トシテ、和漢古学ノ主義ハ素ヨリ取ル所ナシト雖モ、今日ノ文学ヲ勤メントシテ、漢字ヲ知ラズシテハ、用ヲ便ズルニ足ラズ。依テ課業ニモ、読漢書ノ一科ヲ設ケテ、頻リニ之ヲ奨励ス。

わが洋学は日尚浅いため、晚学者が少くない。二十歳以上で、速成をのぞむ者のために、特別のコースを設ける必要を大いに認めて、本科のほかに、別科を特設している。

本塾ノ入社・就学ニ、年齢ヲ限ラザルガ故ニ、往々二十歳以上ノ学生ニシテ、始メテ洋学ヲ学ハントスル者アリ。此種ノ生徒ハ、尋常五年ノ学期ヲ踏ムコト能ハズ。只管、速成ヲ求ムルコトナレバ、之ガタメ、本科ノ外ニ一科ヲ設ケ、本則ニ拘ハラズシテ教授ス。之ヲ別科生ト名ク。我国ノ洋学ハ日尚浅クシテ、少小ノ時ヨリ、教育ノ順序ヲ經ザル者、甚ダ少ナカラズ。去迎、今日ノ時勢ニ於テ、苟モ洋書ヲ知ラズシテハ、忽チ人事ニ差支ヲ生ズ。丁年以上、始メテ就学スルモ、事情止ムヲ得ザルニ出タルモノナレバ、今後数年ノ間ハ、別科ノ科モ亦要用ナルコトナラン。

学術を大いに進めるためには、単に教場の読書講義にのみ依存するのは愚かで、西洋の演説や討論の法をとり入れる必要ありとして、邸内に演説館を立て、社中がさかんに稽古にはげんでいる有様を述べている。

明治七年夏ノ頃、本塾ノ教員相会シ、学術進歩ノ事ヲ議シ、謂ラク、西洋諸国ニハ「スピーチュ」ノ法アリ。即チ今日ノ演説ナリ。学塾教場ノミニテハ、未タ以テ足レリトス可ラズ。「スピーチュ」「デベート」ノ如キ、学術中最モ大切ナル部分ナレバ、此法ヲ我国ニ行ハレシメテハ如何トノ相談ニテ、衆皆之ニ同意シ、何事ニテモ、世ニ普通ナラシメントスルニハ、吾ヨリ之ヲ始ルニ若カズ。然ラバ、此原語ヲ何ト訳シテ、妥当ナラン。談論、講談、弁説、問答、等様々ニ文字ヲ案ジテ、遂ニ「スピーチュ」ヲ演説、「デベート」ヲ討論ト訳シテ、其方法ノ大概ヲ一小冊子ニ綴リ、之ヲ演習シタルハ、明治七年五月ヨリ凡ソ半年ノ間ナリ。此間ニ方法モ稍ヤ整頓シタルヲ以テ、翌明治八年春本塾邸内ニ始テ演説館ナルモノヲ新築シテ、演説討論演習ノ用ニ供シタリ。但シ其趣旨ハ演説ヲ以テ、直ニ聴衆ヲ益スルノ目的ニ非ズ。唯此所ニ公衆ヲ集メ、又ハ内ノ生徒ヲ合シテ、公然所思ヲ演ルノ法ニ慣シ、以テ他日ノ用ニ供セントスル者ニシテ、演説討論ヲ稽古スル場所ナリ。開館以來既二十四年、月次公衆ヲ集メテ学術上ノ事ヲ演説ス。即チ今ノ三田演説館是ニシテ、此公衆演説ノ外ニ、又或ハ塾中ノ生徒ガ課業ノ傍ニ、討論会ヲ催フス等ノ事モ多シ。

先づ獸身を養え、というのが、福沢の考えである。一日の課業は、せいぜい四時間位にとゞめ、あとは身体の運動を奨

励する。

身体ノ運動ハ特ニ本塾ノ注意スル所ニシテ、課業ノ時間ハ、三時間ヨリ四時間ヲ過ルルヲ許サズ。又数年前ヨリ、邸内ニ劍術柔術居合等ノ道場ヲ設ケテ、専ラ体育ヲ励シ、又近年ハ、之ニ体操ヲ交ヘ、時トシテハ、邸内ノ運動場ニ於テ、学生競技会ヲ催スコトアリ。蓋シ塾中ニ病者ノ少ナキハ、塾ノ地位、市中高燥ノ部分ニ在ルト、運動法ノ然ラシムルモノナラン。

最後に、福沢は開塾以来の学則変遷の跡を省みて、この三十年間に、大いに變つて、別物のように思えるかもしれぬが、実は、根本の考えは、すこしも變つてはいないのだ。表面變つて見えるのも、変えようとして變つたのではなく、時勢とともに徐々にそうなつたのである。将来も、今まで通りのやり方で、行きたいと思つている、と云い切つている。

三十年來、学則ハ次第第二變革シ、今日ニシテ、前後比較スレバ、殆ド別種ノモノノ如クナレドモ、退テ考レバ、此間ニ大改革トテハ、一回モ施行シタルコトナシ。唯時勢ニ從ヒ、学問ノ進歩ニ促サレテ、識ラズ知ラズノ際ニ、徐々トシテ、自カラ改マリタルコトナラン。今後モ此法ニ依ラントテ、社中年長ノ常ニ注意スル所ナリ。

會計之事

『紀事』の第三章は「會計之事」である。この章の書き出しの文章は、「本塾終始ノ困難ハ會計ノ事即チ是ナリ」とあり、また、この章の最後の結びの文章は、「慶応義塾ノ困難、唯會計ノ一事ニ在ルノミ」とある。福沢は泣き言を云わぬ人である。その人にして、この言あり、以て私学財政の困難のいかに抜きがたいものであるか、を知るのである。

「會計之事」(再版)の章を、くりかえし読むうちに、義塾の會計の歴史は、開塾以来明治二十二年頃までには、二転三転と事情が急変していることを知る。

まず、安政五年（一八五八）から慶応三年（一八六七）までの十年間は、旧幕藩への依存期と名付くべき時期、これが第一期。次は、明治元年（一八六八）から明治十三年（一八八〇）冬までの十三年間、社中同心協力の自給自定期とでも名付くべき時期、これが第二期。次は、明治十四年一月から明治二十二年（一八八九）までの九年間、維持社中から選ばれた、理事委員（「仮憲法」）が、学事会計事務を嘱托された時期、これが第三期。『紀事』（再版）の記録はこれまでであるから、一応この三つ時期について、考察してみる、各期の特徴は、わたしが勝手に名付けたものである。

第一期、旧幕藩への依存期の事情を『紀事』は、どのように記しているであろうか。

本塾終始ノ困難ハ会計ノ事、即チ是ナリ。本来一錢ノ資本ナク、又他ヨリ補助スル者モナクシテ、塾ヲ開キ（明治六七ノ間、華族太田資美君ヨリ、外国語学教師雇入ノ資トシテ数千円ヲ寄附セラレタルハ、今ニ至ルマデ、社中ノ深く感謝スル所ナリ。）初ノ程ハ、奥平藩ノ建物ヲ借用シ、教師モ各自己生活ノ道アリテ、生徒ヘ教授ノ如キハ、唯斯道ノ為ニスルノ熱心ヲ以テ、自カラ勞スルノミニシテ、營テ利益ノ辺ニ眼ヲ着ケタル事ナシ。或ハ束脩月金ナド名ケテ、生徒ヨリ些少ノ金ヲ払ハシムルノ慣行ハアレドモ、固ヨリ以テ塾舎營繕ノ費用ニモ足ラズ。唯此ノ事情ニ従ヒ、社中朋友、偶々錢アル者ガ錢ヲ費スノ有様ニシテ、明治元年マデ、日一日ヲ送リタル事ナリシガ、（下略）

塾の建物は藩から借り、教師は幕藩等から別に生計の資を受けているので、教えて金を得ようなど少しも考えず、生徒のさし出す僅かな金などは、営繕の費にも足らぬくらいで、金の要る時は、たまたま持っている者が出すという案配で、開塾以来十年をすごして来た、というのである。幕藩体制の中に根を下している、一種の紐付き学校であつた、とわたしは見ている。同じ私塾でも、市井に在つて、独立会計でやりくりしているものとは違う。だから、福沢塾の如き紐付きのものを、市井の純粹の私塾と區別して、江戸時代末期には、これを家塾と称した。幕末期の福沢塾は、福沢自身も書いているように、まさに家塾であつたのだ。その家塾が封建の紐を絶ち切つて、維新を境に幕藩依存から独立したのである。

新錢座への移転と、慶応義塾の命名と、会社の結成(慶応四年四月 慶応義塾之記)とは、この独立を意味する。「本来一銭ノ資本ナク、又他ヨリ補助スル者モナク」というのは、真実には、この独立の姿を指しているのである。無資本にして無補助、それを裏返して云えば、社中同心協力、これが独立の塾を支える柱であつた。その社中協力の仕組を、『紀事』は、次のように詳細に、また、たくみに説明している。

此年(註慶応四年)ノ春ヨリ、芝新錢座ニ新築ヲ企テ、騒乱ノ最中、職工ノ賃錢等モ極テ低クシテ、普請ハ却テ手輕ニ成功シタレドモ、塾ノ會計ヨリ見レバ大事業ナリ。加之、コノ騒乱ノ為ニ、教員ノ者モ、一時自己ノ生計(多クハ、諸藩主ヨリ給与)ヲ失ヒ、復タ如何トモス可ラズ。是ニ於テカ、社中大ニ議ヲ起シ、古来日本ニ於テ、人ニ教授スル者ハ、所謂儒者ニシテ、此儒者ナルモノハ、衣食ヲ其仕ル所ノ藩主ニ仰ク歟、若クハ、出入ノ旦那ヨリ、扶持米ヲ收領シ、或ハ揮毫シテ、潤筆料ヲ取り、或ハ講筵ニ出頭シテ、謝物ヲ受ル等、極メテ曖昧ノ間ニ心身ヲ悩マシテ、人ノ為ニ道ヲ教ヘタルコトナレドモ、今ヤ、世界中ノ時勢ハ、斯ル曖昧ナルモノニ非ズ、教授モ亦是レ人ノ勞力ナリ、勞シテ報酬ヲ取ル、何ノ妨アラシヤ、断ジテ、旧慣ヲ破テ、学生ヨリ授業金ヲ取ルノ法ヲ、創造ス可シ。且、束脩トハ、師弟一個人ノ間ニ行ハル可キ礼式ナレドモ、今ヤ、衆教員ニシテ、教ル者ハ皆師ニシテ、学ブ者ハ皆弟子ナリ。或ハ、塾中、今日ノ弟子ニシテ、明日、同塾ノ師タルコトモアラン。束脩ノ名義甚ダ不適当ナレバ、改メテ之ヲ入社金ト名ケ、其金額ヲ規則ニ明記シテ、之ヲ納ルニ熨斗・水引ヲ要セズトテ、生徒ノ入社ノ時ニハ、必ズ金三円ヲ払ハシムルコトニ定メタリ。當時、世間ニ例モナキコトニシテ、且三円ノ金ハ、甚ダ多キニ似タレドモ、一ハ、以テ輕躁書生ノ漫ニ入来スルヲ防ギ、一ハ、以テ塾費ニ充ントスルノ趣旨ナリキ。扱、毎月授業料ノ高ヲ定ムルニ当テ、其標準ト為ス可キモノナシ。依テ案ズルニ、當時ノ教員若干名、其一月ノ食費・雜費ヲ概算スレバ、物価下直ノ時節、一人ニ付凡ソ四円ニシテ足ル可キ見込ヲ以テ、各教員平等ニ四円ツツヲ給スベキ金額ト、塾ノ諸雜費トヲ共計シテ、之ヲ学生ノ數ニ割付ケレバ、一名ヨリ毎月五十錢ヲ收メテ過不足ナカル可シトテ、慶応義塾ノ授業金半円ナリト記シタルハ、本塾創立以來、明ニ金ヲ取テ人ニ教ルノ始ナリ。当初ハ、大ニ世間ノ耳目ヲ驚カシテ、或ハ人情ニ戻リシコトナラント雖ドモ、漸ク習慣ヲ成スニ從テ、又怪シム者モナク、爾後、次第ニ物価ノ騰貴、塾費ノ増加ニ從テ、授業金モ亦増加シ、一円ヨリ一円五十錢、遂ニ二円二十五錢マデニ上リ、明治十二年改定シテ、一円七十五錢ト為リ、今日ハ、則チ改定ノ法ニ從フモノナリ。右ノ如ク、入社金ヲ收メ、又授業金ノ法ヲ定メタレドモ、塾ノ會計ハ尚甚ダ困難ナリ。教員ノ收領スル所、平等ニ四円ト定メタルモ、

固ヨリ、一時救急ノ法ニシテ、永久ス可キニ非ズ。此際ニ、維新ノ新政治モ漸ク行ハレ、明治三四年ノ頃ヨリ、都鄙ニ、官立ノ学校漸ク起ラントスルノ勢ニシテ、官ニハ無限ノ資金ヲ費シ、教員ノ給料等モ固ヨリ豊カナルニ反シ、私塾ニハ一錢ノ有余ナシ。唯我社中ノ熱心協力ニ由テ維持スルノミ。其一班ヲ挙げバ、在新錢座ノ時ニ、一棟ノ寄宿寮ヲ増築セントシテ資ヲ得ズ、依テ、社中ノ兩三名ガ、急ニ一部ノ英書ヲ翻訳シ、其開版發兌ノ利益ヲ以テ、建築費ニ充タルコトアリ。其訳書ハ、洋兵明鑑トテ、当時珍奇ノ兵書ナリシガ、今日ハ、既ニ、已ニ無用ノモノナラン。又、本塾ノ教員タル者ハ、如何ニ学力ニ逞シキ人物ニテモ、教場ノ事、庶務ノ事ヲ兼勤シテ、其俸給ト名ク可キモノハ、一月五六十円ヨリ昇ル可ラズ。百円以上ノ月給ハ、創立以來塾中ニ聞カザル所ナリ。故ニ、一旦、コノ教員ガ、国中他ノ学校ニ聘セラルルトキハ、其月給、本塾ニ比シテ、二三倍以上ナルヲ常トス。畢竟、其人物ガ本塾ヲ視ルコト、故郷ノ如ク、自家ノ如クシテ、其間ニ、利益ノ情ヲ忘レタルモノナラン。若シモ、此学塾ヲシテ、官立ノ学校ナラシメ、在校ノ生徒常ニ、二三百名(現今、本塾ノ生徒ノミニテ、七百余名ハ、近年最モ多キモノナリ)、三十年ノ間ニ、六千余名ヲ教育センニハ、其費用、少クモ毎年二三十万円ヲ要シテ、本年マデ費額ノ共計七八十万円ニ下ラザルコトナラン。然ルニ、今、本来無一錢ノ私塾ニシテ、七八十万円ノ事ヲ実行シタルハ、人ノ同心協力モ亦其効大ナルモノト云フ可シ。

無資本・無補助の独立の姿で出発し、社中の同心協力で自給自足の体制を立て、僅かな金で、何層倍かの大きな効果をおとすことができた。しかし、その背後には、また少なからぬ犠牲もあつたことは事実である。それは、しかし、社中一同が、「本塾ヲ視ルコト故郷ノ如ク、自家ノ如クシテ、其間ニ利益ノ情ヲ忘レタ」からで、はじめから犠牲は承知の上といえるし、むしろ犠牲とは感じないばかりか、便益の面もあつた。例えば、半学半教の仕組の如きは、無資本にして無補助の学塾にとつて、また学資金の乏しい生徒にとつては、一挙兩得の制度として、一時はよろこばれていたのである。

しかしながら、時の移り変りのために、右のような社中の自給自足的な協力体制には、限界のあることを、露呈した。その間の事情を、『紀事』は、次のように記述している。

人ノ同心協力其効大ナリト云フト雖ドモ、亦無限ノモノニ非ズ。在昔村夫子ノ家塾ノ如キハ、門弟子ノ次第ニ増加スルニ従ヒ、之ヲ門下ノ繁盛ト称シテ、自カラ些少ノ実益ヲモ増加シタル事ナレドモ、本塾ノ如キハ、則チ然ラズ。生徒ノ多キニ準ジテ、費用モ亦多ク、

繁盛ハ学問ノ繁盛ニシテ、會計ハ却テ困難ヲ加ルノ実アリ。教員ノ給俸豊ナラザルモ、必ズ之ヲ支弁セサル可ラズ。塾舎ノ建物美麗ナラザルモ、必ズ營繕ヲ加ヘザル可ラズ。迪モ永久ノ目途アル可ラザレバ、寧ロ今ニシテ断然廢校ト決シテ、地所建物共ニ之ヲ売却シ、三十年來、塾ノ為ニ尽力シタル人々ニ之ヲ分配セン歟、去迪ハ亦惜シム可シ。恰モ培養保存ノ目途ナキ大木ノ如ク、之ヲ、伐ルト伐ラザルト決断シ難キ折柄、(下略)

保存の目途なき大木で、伐るに伐られずという状況になつたのは、明治十二・三年頃である。別表の入社・在学の状態を見ると、その当時の苦境が数字でわかる。苦境に陥つた原因は廢藩と、西南の役と、士族の没落とである。それまで入社は殆ど士族だつた。それが入社できなくなつて、平民は未だそれに代つて多数入社するまでに到つていない。その端境期であつた。

時の動きを見るに敏い福沢は、明治九年に、早くも来るべき変化を察知して、「慶応義塾改革の議案」というものを書いて、その対策を社中に予め示しているが、福沢の明敏を以てしても、時勢の力には対抗し兼ねたらしい。名は改革とあるが、時の動きと比べると、その対策は、進歩より、むしろ保守の意味をもち、前述のように当面した苦境を救うことではできなかつたのである。しかし、この議案は、当時の模様を知る上に、いろいろな点で重要な意味を持つてゐるばかりでなく、その後の塾の歴史を見てゆく上にも、尺度の如き役割をなすものと考えらるから、長文ではあるが、左に引用する。

慶応義塾改革の議案

一、我慶応義塾教育の本旨は、人の上に立て人を治るの道を学ぶに非ず、又、人の下に立て人に治めらるるの道を学ぶに非ず、正に社会の義務を尽さんとするものなれば、常に其精神を高尚の地位に安置せざる可からず。

一、学問の目的を爰に定め、其術は読書を以て第一歩とす。而して其書は有形学及び数学より始む。地学、窮理学、化学、算術等、是なり。次で史学、経済学、修身学等、諸科の理学に至る可し。何等の事故あるも此順序を誤る可からず。

一、此他東西作文の法も学ばざる可からず。語学も伝習せざる可からず。演説弁論にも慣れざる可からず。学者の事業頗る繁多なりと

云ふ可し。目今の有様を見るに、社中の生徒のみならず、教師の員に在る者と雖ども、其学業固より不充分にして未だ学者の名を下だす可からざる者と云ふ可し。

一、社中素より学資に乏しければ、少しく読書に上達したる者は半学半教を以て今日に至るまで勉強したることなり。此法は資本なき学塾に於て今後も尚存す可きものなり。

一、然るに年月の沿革に従ひ、或は社中の教師たる者、教場の忙はしきに迫られ、教を先にして学を後にするの弊なしと云ふ可からず。方今世上の有様を察するに、文化日に進み、朋友の間にも三日見ずして人品を異にする者尠なしとせず。斯る時勢の最中に居て空しく一身の進歩を怠るは学者のために最も悲しむ可きことなり。故に今より数年の間は定めて半学半教の旨を持続せざる可からず。

一、此半学半教の法に由て勉強せんとするには、教師たる者は一身の為に粗末なる衣食を給し、折折必用の書籍を買ふ丈けの金を得て足れりとし、余計の金を得るの代りに銘銘勉強の時間を多くせざる可からず。概して云へば、此塾の教授は一家の生計を求むるに非ず、唯一時自己の学費を得るの方便たる可きのみ。

一、社中一己の学費は一月十円乃至二十円にして足るべし。此二十円の金を得るために費す時間は勉めて少なくして、其金の割合は勉めて多くせざる可からず。此趣意に基き塾法を改革すること左の条条の如し。

第一

一、教師たる者、教授の時間を少なくするが為には其員を増さざる可からず。依て雇教師等の名目は之を廃し、卒業生及び其他より人を選ぶ可し。

第二

一、教授料の割合は多くせざる可からず、依て役料の割合を減ず。

第三

一、塾監会計の員を省き給料をも減ず可きなれども、第六校長の人物に乏しくして一時の変革行はれ難きに付、其事務を分ち塾監会計に任じ、当分は凡一月二十円と定む。

第四

一、寮長局長等の給料を廃し、教師たる者、適宜の部屋に居て取締を為す。但し教師に限り十分に部屋を給すべし。或は無月俸たるも

可なり。

第五

一、教師は成る丈けの都合を以て入塾す可し。

第六

一、校長一名統轄の任に当り、教場は勿論諸務會計の事に至るまで一切これを預り知る可し。其月料当分の間凡一月四十円。

第七

一、教師たる者毎夜順番を以て各室を改め、校長、塾監、會計等も自から見延る可し。

第八

一、諸教師へ教授の科目を配し其時間を定るは校長の職分なり。其趣意は教員をして多く私学の時間を得せしむるを旨とす。凡一日一
二時間を限る。但し教場の都合に由て止を得ざるときは別段の処置ある可し。

第九

一、平常の塾務の外に議席を設け、校長及び年長の教員或は嘗て教員に列し其後も常に塾の事に心を用る人は、一年三度試業の後に集
会を催す。

第十

一、教場に用ゆ可き書籍の選み、教授の方嚮を相談する為め、一つの集会を始め、当分某某の人を以て其会員と為す可し。

第十一

一、教師の選み、會計の始末、塾舎の普請、教師の給料、庭園の模様替、月金入社金の増減、全年の會計を調る為め、一つの集会を設
け、福沢諭吉之が長となり、校長及び二三の会員を選み之と議す可し。

右の如く定め、此他、校長、塾監、會計の職務より、食堂、賄所等の事務に至るまで、旧に異なることなかるべし。

明治九年三月

福沢諭吉

ところで、苦境を切り抜けるために、無策であつたわけでもなく、無為であつたのでは決してない。その一つに、福沢の借金策がある。このことについては、『紀事』は性質上、全く触れてはいないが、政府にむかつて、まず借金を申し込

んでいる。そのために、福沢は東京府知事楠本正隆、文部卿西郷従道、文部大輔田中不二麿、内務卿伊藤博文、工部卿井上馨、大蔵卿大隅重信、外務卿寺島宗則、海軍卿川村純義、陸軍卿山県有朋、開拓使長官黒田清隆等に働きかけている。その動きかけのたくさんの手紙は現存している。(全集第十七卷・慶応義塾百年史上卷)明治十一年暮から、翌十二年六月にかけて、尽力しているが、私塾維持の為めの資本金借入れの趣旨は、金額は二十五万円、無利息で、明治十一年十二月以降十ヶ年が期限、抵当として福沢諭吉名儀で実価二十五万円の公債証書を納めるいうものであった。しかし、これには政府内に異論あり、とあるので、無利息を止めて、借入金を四十万円に増し、四朱利付として、再び願ひ出ているが、これも不成功に終つた。これとは別途に、福沢は、徳川家や島津家にも、人を介して働きかけていたが、いづれも失敗し、遂に福沢は閉塾を決意して、社中の重立つた者にその旨を述べたところ、驚いた彼等は鳩首協議し、その評議の結果、左に『紀事』が述べているような形で、今後も義塾を維持して行くことになつた。従来^の自給自足的な「社中」の框を拡大し、新に「維持社中」というアイディアを打ち出して、この拡大された人々の協力を得て、義塾の生命を持続する運びになつた。

明治十三年冬ノ頃、又社中ノ評議ニテ、苟モ家産ニ余アル者ハ、一時又ハ年々ニ、多少ノ金ヲ捐テ、試ニ之ヲ維持セントスルニ決シ、旧生徒又旧教員ニシテ、現時身ヲ起シ、家ヲ成シタル者、又ハ本塾ニ入テ就学シタルニハ非ザレドモ、常ニ塾ノ事ニ心ヲ関シテ、之ヲ喜憂スル者、即チ塾友トモ云フ可キ人々ガ、会議ヲ設ケテ、維持ノ方法ヲ立タリ。之ヲ慶応義塾維持社中ト称シ、爾来往々捐金シテ、維持社中ニ加入スル者少カラス。数年間ニ、社中ノ人数百六十余名、金額二万三千余円ニ至リ、明治十九年ニハ講堂新築費トシテ、一塾友ヨリ一万円ノ寄附アリ。之ニ数千円ヲ加ヘテ、邸内ノ正面ニ、煉化二階造リ一棟、後ロニ木造西洋造リ二棟ヲ建築シ、旧ノ講堂ハ生徒ノ寄宿舎トシタリ。新講堂既ニ成リ、塾務学事トモ益ス改良スルニ随ヒ、学生入学ノ数ハ、年二月ニ増加スルノ趣ナレバ、尚維持ノ前法ヲ継ギ、更ニ維持金ヲ募リ、塾ノ規模ヲ益ス盛大ニセントテ、今方ニ計画中ナリ。今後本塾ノ完備スルト否トハ、此維持ノ如何ニ係ルノミ。

明治十三年十一月二十三日付で、「慶応義塾維持法案」が発表された。福沢の文案であるが、小幡篤次郎・阿部泰蔵・

浜野定四郎・莊田平五郎・松山棟庵・小泉信吉・中上川彦次郎、以上七名が連署している。全文並びに申込者氏名等は、『慶応義塾百年史』上巻七六二―九頁にあるから、割愛して、その中重要と思う部分を、解説しながら抜萃する。

右「法案」は云う。学校を維持するのに、資本が要することは云うまでもない。官公立の学校では毎年多額の金を経上しているのに、私学はそれが不如意・不安定であるのが実状である。

私学は、そこで、費用を大いに切りつめてはいるが、いくら工夫をしても、費用なしでは、経営はできない。無からは生じない。また、生徒からとる金には限度があるから、近頃閉鎖する学校が続出している。「結局今の私学を維持せんとするには、人の為に心身を勞し、又随て金を費す者あるに非ざれば、叶はぬことと知る可し。」援助の力と金を出す人がなければならぬ、といつてゐる。

ところで、わが慶応義塾を見るに、創立以来二十三年、維新の際、官の学校でさえ閉鎖していた時にも、勉学をつゞけ、今日まで学生を教育すること三千余人、いささか社会のお役にも立つて来たものである。

それも、資本もなく、補助もなく、二十三年も持続して来たのは、全く不可思議といわざるを得ない。それには、わけがあるのだ。その実状を示せば、といつて、「法案」は、次のように述べ、理由を三カ条あげている。

然ルニ本塾ニハ、最初ヨリ些少ノ資本アルコトナシ。以テ二十余年ヲ維持シタルハ、不可思議ニ似タレドモ、其実際ハ、第一、塾ノ教員役員タル者、給料ヲ取ルコト極メテ薄ク、或ハ無給ノ者モアリテ、大ニ費用ヲ減ズ（本塾教員ノ給料少キハ七八円ヨリ、多キハ三十円ニシテ、五十円ナル者ハ時トシテ有レドモ、甚ダ稀ナリ。此教員ガ他ノ諸学校ニ奉職スレバ、必ズ月給百五十円以下、少ナキモ二十五円ニ下ラズ。普通ノ人情ヨリ論ズレバ、本塾ニ教員ノ留ル可キ理ナシト雖ドモ、其然ラザルモノハ、年来一種義塾ノ習慣ト云フモ可ナリ）。第二、教員役員ノ数ヲ減ジテ、其働ヲ増シ、會計ヲ綿密ニシテ、言フ可ラザル程ノ節儉ヲ守リ、其法、外形ハ甚ダ寛ニシテ、事實は極メテ嚴ニ行ハレ、教場モ庶務モ、一切情実友誼ヲ以テ結合ス、亦以テ費用ヲ省ク。第三、社中金力ノ余計アル者ハ、直接間接ニ之ヲ捐テテ塾費ヲ助ク。以上三箇条ハ、皆法ヲ以テス可ラズ、情ヲ以テ成ルモノニシテ、以テ此不思議ノ跡ヲ致シタルコトナリ。仮

ニ、此塾ヲ官立ノモノトシテ之ヲ維持シタランニハ、他ノ实例ニ照シテ毎年費ス所、少ナクモ三万円ニ下ラザル可シ。即チ二十三年ニ六十九万円ヲ費ス可キ筈ナルニ、嘗テ些少ノ資金ヲ要セザリシハ、朋友結合ノカモ亦大ナリト云フ可シ。

慶応義塾が、苦しい中を持ちこたえて来たのは、以上のような事情があつたからである。しかし、

恐る可きは時勢の変遷にして、近来は物価も日に騰貴し、塾費の増加するは固より弁を俟たず。去り迎、其割合を生徒の謝金に課す可きに非ず。又長き歳月に、教員役員の面々も、生涯活計の不足に安んじて、遂には人の為に身の負債を重くし、或は産を傾るの時を待つ可きにも非ず。依て今の計を為し、此塾を永久に維持せんとするには、唯爰に一法あるのみ。即ち同志社中各其家産の厚薄に従ひ、応分の醵金を為して、其費用を助くることなり。而して、現今此塾を此儘維持するには、従来の如く、生徒より月謝金を集めて、其不足を補ふに、左の金額を要す。

一、金四百円 毎月

今の教員役員の給料を増し、世間普通の給料に比較して、之と同等に至らざるも、凡そ三分の二、若しくは四分の三を給し、又塾舎尋常の修繕費に用るものなり。

一、金千円 毎年

塾に属する千坪余の建物を区分して、毎年一部分づゝ、大に修繕を加へ、又は新に建築し、庭園の体裁をも有形に保存する為に用るものなり。

右の維持資金募集は、慶応義塾が寄附を公募した最初である。応募申込総額四万八千二百五十円、払込金額は二万一千九百九十四円であつた。(慶応義塾百年史 上巻 七五頁)

次いで、翌明治十四年一月二十三日、かねて協議中であつた「慶応義塾仮憲法」を可決し、義塾運営の責任の中核となるべき人的組織を、この中で明確にした。すなわち、醵金したものを維持社中とし、維持社中の投票で、維持社中から二十一名を選挙し、之を理事委員として、主な学事会計の切り盛りを委嘱した。

明治二十二年一月、大学部として理財・法律・文学の三科を設置することに決した際、学事改良の資金を得るため、「慶応義塾資本金募集の趣旨」を発表し、同時に、明治十六年四月に印刷配布した『慶応義塾紀事』を改訂再版し、これに添付して、創立以来の義塾の沿革を人々に知らしめ、募金の効果を上げた。同年末までの応募申込額十二万七千余円、その後増加して十三万八千九百余円に達した。この時には、宮内省から壹千円の御下賜金を賜わった。(同年七月十六日付)「維持法案」による応募者は、社中のみであつたが、「資本金募集」の時には、一般篤志の者からも応募があつた。同年八月、「仮憲法」を廃して、「慶応義塾規約」を定め、慶応義塾卒業生と、社頭の特選せる者とを以て、慶応義塾々員とし、塾員中から、塾員が選挙した廿名の評議員に、学事会計及び庶務の重要案件を議決させる仕組にした。「仮憲法」による理事委員が事務を嘱托された時期を第三期とすれば、「規約」によつて選ばれた評議員が重要案件を議決するようになった明治二十年以降は、第四期に入るわけである。

『慶応義塾紀事追加』

明治二十年代の慶応義塾にも、浮き沈みがあつた。大学部ができて地に着かず、依然正科が義塾の中心であり、明治二十九年頃には、大学部廃止の議論もあり、正科(高等科)中心に学制改革しようという考も出たが、結局明治三十年に入ると、福沢が自ら塾務を執つて陣頭に立ち、従来の義塾の幼稚舎・正科(高等科)・大学部がそれぞれ独立で、三本立てであつたのをやめて、幼稚舎・普通部・大学の一貫教育の一本立ての制に改め、大学部中心の学制とし、従来は正科を卒業しても義塾卒業生と認めていたのをやめて、大学卒でなければ塾員と認めなくなつた。従つてこの時「規約」もそのように改めた。それと同時に、この学制改革を機会に、義塾の永久維持の基金として、相当額を募金することに決し、「慶応義塾基本金募集趣旨」を発表した。この時にも、『慶応義塾紀事』(二十二年再版)を印刷し、これとともに『慶応義塾紀事追加』を

印刷して添付した。この『追加』は明治二十二年以降の記事を一括したもので、その全文は左の通りである。明治二十年代の義塾の教育の実状をかなり正直に述べた文章である。福沢の逝去は明治三十四年二月であるから、その二三年前までの模様を知ることができる。

慶応義塾記事追加（明治二十二年ヨリ同三十年ニ至ル）

前掲慶応義塾記事ハ、明治十六年初テ記述シ、同廿二年ニ再版セルモノナリ。今、同廿二年ヨリ同三十年ニ至ル本塾沿革ノ梗概ヲ追記シ、併セテ参考ノ資ト為ス。

明治二十二年ヨリ同三十年ニ至ル間ニ於テ、本塾ハ最モ大切ナル時期ニ遭遇シ、偉大ナル革新ノ功ヲ奏セルモノト云フヲ得ベシ。元來、明治ノ初年ニ於テ、滿天下西洋ノ新智識ヲ吸収スルニ忙ハシク、単ニ修学年齡ノ兒童ヲ教ヘテ十数年ヲ閱シ、僅ニ卒業セシムルガ如キ尋常ノ行路ヲ進ムノ暇ナク、多クハ壯年ノ為メ、速成ノ便法ヲ以テ、所謂變則ノ学ヲ講ゼシモノナレバ、其生徒ニモ少年アリ、壯年アリ、時ニ、或ハ白髪ノ老翁モナキニアラズ。其学級ノ有様ハ、實ニ錯雜不規則ヲ極メタルハ、本塾ニ限ラズ、當時新設ノ学校ハ皆同様ナリ。然ルニ、追々年ヲ閱スルニ随ヒ、学問上ノ規律モ自ら整頓シ、文部省ノ学制モ屢々改リ、徴兵令ノ如キモ私立学校ニ便ナラズ、維新前後ニ生レタル幼童モ、既ニ二十歳以上ノ青年者トナリタレバ、当初ノ速成主義ニテハ、到底生存競争ニ堪ユル能ハズ、當時有名ナリシ諸学校モ、多クハ廢滅シテ跡ナキニ至リ、本塾ノ如キモ、漸次ニ学制ヲ改メテ、稍々時勢ニ後レザランコトヲ勉メタルガ故ニ、目前甚ダ盛大ヲ極ムルガ如シト雖ドモ、竊ニ顧レバ、自ら孤城落日ノ歎ナキニアラズ。此際ニ當ツテ大ニ進マザレバ、必ズ大ニ退クノ日アルベキハ、免カレ難キ勢ナリ、依テ廿一年中ヨリ計画シテ、有志者ノ賛成ヲ得テ、拾余万円ノ寄附金ヲ募集シ、新ニ数名ノ外国教師ヲ僱聘シ、大学部ナルモノヲ設置シ、法律・理財・文学ノ三科ヲ教授シ、以テ本塾ノ面目ヲ一新セリ。爾來、數回ノ卒業生ヲ出シ、其学力、皆優秀ニシテ、多クハ有用ノ業務ニ従事セリ。大学部ノミニシテ、卒業生ノ數、百余名ニ達シ、本塾創立以來ノ卒業生ノ總數、二千名、入社生ノ總數ハ實ニ一万三百余名ニ上レリ。本塾ノ学科ハ、世間ノ高等小学二年ヲ卒業セシ者、本塾ノ普通科ニ入り、七年ニシテ高等科ヲ卒業シ、尚ホ三年ニシテ大学部ヲ卒業スルノ制ニシテ、其学問ノ高尚ナル、本邦内帝国大学ノ外、能ク匹敵スベキモノナシ、殊ニ、英語・英文書ノ学力ニ於テハ、他ニ冠絶スト云フ。

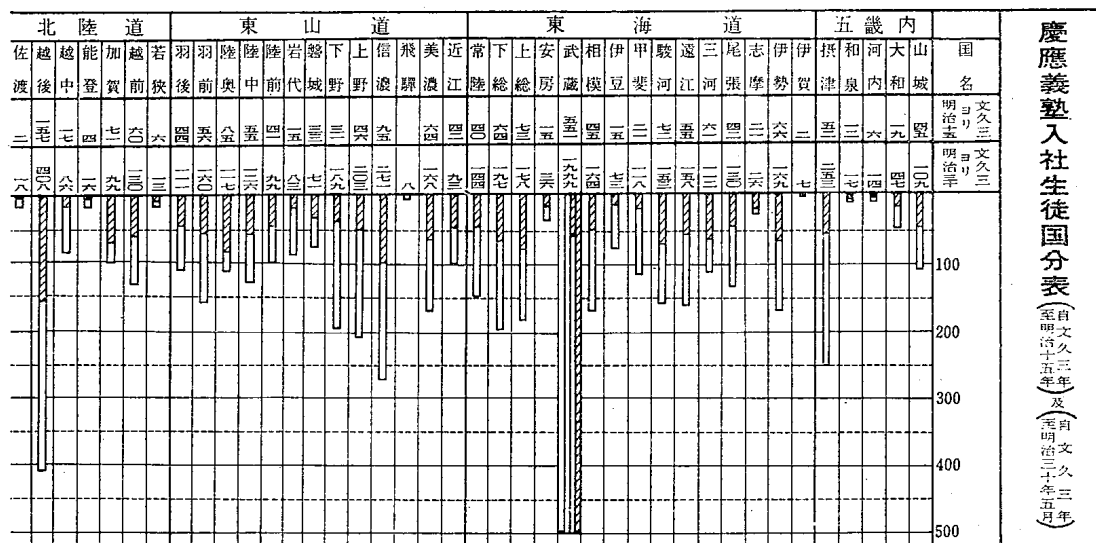
本塾ノ卒業生ニシテ、高尚ノ智識アレドモ、動モスレバ、習字・算盤・簿記等ノ技能ニ未熟ニシテ、近ク実業ニ適セザルノ憾ナキニア

ラザルニ依テ、課業ノ余暇、此等ノ技能ヲ修セシメ、又商業家ノ子弟ニシテ、余暇修学ノ志アルモノニ、商業学ノ端緒ヲ開カシメントスルノ目的ヲ以テ、二十三年中、本塾内ニ、商業夜学校ヲ設ケ、爾来、引続キ数回ノ卒業生ヲ出シ、目下修業中ノ生徒、式百余名アリ。後來甚ダ好望ナリ。二十四年頃ヨリ著シク、本塾ノ入社生ヲ減ジタルハ、多ク地方中学ノ新設アリシト、本塾ニ於テハ、徴兵猶予ノ認定ナキガ為ナリシナラン。而シテ二十八年ニ至リテ、更ニ之ヲ増シタルハ、朝鮮ノ学生百七十余名ノ入社アリシガ為メナリ。二十九年ニ至リ、文部大臣ハ、本塾大学部、高等科、及普通科ヲ、中学校ノ学科程度ト同等以上ノモノト認定セラレタルヲ以テ、本塾在學生ハ滿二十八歳迄、徴兵ヲ猶予セラレ、又右三科中、孰レニテモ、卒業シタルモノハ、無試験ニテ、一年志願兵タルノ特典ヲ得、大ニ學生ノ便ヲ得タレバ、今後、益々、隆盛ニ趣クベキ望アリ。而テ、目下本塾在學ノ生徒ハ、各科ヲ合セテ、千式百余名ナリ。二十二年後ハ、幸ニ多額ノ寄附金ヲ得タルヲ以テ、経費ノ支出ニ差支ヲ見ザリシト雖ドモ、其校舍ノ狹隘、教科書ノ不完全、教員ノ不足等、復タ望蜀ノ歎ナキ能ハザルナリ。

明治三十年八月

慶 應 義 塾

明治三十年の基本金募集には、申込者の約半数は塾員外の人で、福沢の亡くなる三十四年二月までに、申込総額三十七万円という、当時としては巨額に達した。また、福沢逝去直後の評議員会は、義塾の永久維持の法について協議し、今後とも基本金をさらに充足させる一方、それとは別に、新に慶應義塾維持会を組織することを決議し、三月に「慶應義塾維持会設立の趣意」「同規則」を発表した。さらに四月には「同窓会規約」ができて、福沢亡き後の、社中の結束を強化することとなった。このように、福沢が亡くなる頃になつて、ようやく義塾財政の基礎が安定するきざしを見せはじめている。統計を見ると、その後明治・大正・昭和を通じ、入学者数だけを見ると漸増の一路を辿つて、福沢が生きていた頃のように、数年毎に、世の変動、政府の方策などの余波をうけて、気をもむことはなくなつた。こうして見ると、福沢は、波瀾の多い苦難な時代を生きぬいたのだ、といわざるをえない。



慶應義塾入生徒国分表 (自文久三年(至明治十五年)及自文久三年(至明治二十五年五月))

